

「登録者証」の発行について



令和6年4月1日から「登録者証」の発行が開始されました。

<登録者証とは> ※申請は任意です。

- 福祉・就労等の各種支援を受ける際に、**医師の診断書に代わり**、指定難病の患者であることの証明に使用できます。（特定医療費の支給を受けることはできません。）
- 医療費助成の対象とならない方も、**指定難病の診断基準を満たしていることが確認できた方**については、発行することができます。
- マイナポータルにおいてご自身の情報を確認していただくことができます。
- 登録者証に「**指定難病名**」が**マイナンバー連携**されることはありません。
- **登録者証に有効期限はありません**ので、再登録や更新は不要です。



愛媛県

①申請書等の提出

②登録者証の発行



患者

③各種支援への活用

マイナンバー連携等による確認

ハローワーク等



市町村（福祉部門）
障害福祉サービス

<登録者証の活用例>

- ハローワークや障害福祉サービス受給申請窓口での指定難病患者であることの証明

1. 交付方法

交付の方法は原則としてマイナンバー情報連携です。

マイナンバーカードの交付を受けていないなどの場合は、別途書面により交付します。

窓口でマイナンバーカード、マイナポータルの資格情報画面等を印刷したものの、紙の登録者証のいずれかを提示することで、指定難病患者であることを証明できます。

※利用するサービスによって確認方法が異なりますので、**あらかじめ各サービス担当にお問い合わせください。**

2. 申請について

交付申請書に必要な書類を添付して管轄の保健所まで提出してください。

（新規・更新申請と同時申請の場合臨床調査個人票及び③④は省略可能です。）

- ① 登録者証（指定難病）申請書
- ② マイナンバー確認書類（マイナンバーカード等）
- ③ 指定難病にかかっていることを証明する書類（いずれか一つ）
 - ・臨床調査個人票（指定医の記載から6か月以内のもの）
 - ・特定医療費（指定難病）受給者証の写し（有効期間満了後のものでも可）
 - ・不認定通知書（診断基準を満たしているものに限る）
- ④ 現住所を確認できる書類
 - ・住民票（マイナンバーの記載がないもの）
- ⑤ 委任状（本人以外が申請者の場合）



3. 注意点

- ・松山市在住で登録証のみの申請をご希望の方については、申請窓口が愛媛県難病医療事務センターになります。
- ・登録者証の発行は申請月の翌月となります。

必要様式・その他詳細については愛媛県ホームページをご覧ください。

URL
<https://www.pref.ehime.jp/page/69213.html>



